答弁書受領

七月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出二〇〇九年十二月二十一日の藤崎一郎駐米大使とヒラリー・クリントン米国務長官の会談に関する質問に対する答弁書（第二一一号）

参議院議員水野賢一提出死刑の執行に関する質問に対する答弁書（第二一二号）

参議院議員水野賢一提出自衛隊が海外活動で外国人等を拘束した場合に関する質問に対する答弁書（第二一三号）

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　山口　俊一
文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

土井　直子
（宗像　直子）

内閣総理大臣秘書官に任命する
　内閣総理大臣秘書官　吉田真貴子
（山田真貴子）

願に依り本官を免ずる
（在トルコ日本国大使館公使）　勝亦　孝彦

外務事務官　二千十六年アンタルヤ国際園芸博覧会に対する陳列区域日本政府委員たる日本政府代表を命ずる　西宮　幸子

東宮女官長に任命する
（大阪簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　大西　宏侑

願に依り本官を免ずる（以上七月三十一日）

公正取引委員会

（近畿中国四国事務所長）内閣府事務官　高橋　省三

辞職を承認する
（経済産業省経済産業政策局産業組織課知的財産政策室長）　木尾　修文

経済産業事務官　経済取引局総務課経済調査室に転任させる
（経済取引局総務課経済調査室長）内閣府事務官　田邊　貴紀

経済産業省に出向させる（以上七月三十一日）

消費者庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　福岡　徹

消費者庁審議官に昇任させる
（消費者庁審議官）内閣府事務官　河津　司

経済産業省に出向させる（以上七月三十一日）

復興庁

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　倉野　泰行

復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する
（七月三十日）

財務省

（国土交通省政策統括官）国土交通事務官　道盛大志郎

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（七月三十一日）

気象庁

（総務部長）国土交通事務官　鈴木　昭久

国土交通省に出向させる（七月二十七日）

（北海道運輸局長）国土交通事務官　渡邊　良

総務部長に転任させる
（総務部経理管理官）同　尾本　和彦

国土交通省に出向させる
（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構経理資金部長）　山口　浩孝

国土交通事務官（総務部経理管理官）に採用する
（以上七月三十一日）

海上保安庁

（総務部参事官）海上保安官　露木　伸宏

（総務部主計管理官）同　後藤　浩平

辞職を承認する（各通）（七月三十日）

（総務部長）海上保安官　天谷　直昭

国土交通省に出向させる
（総務部政務課長）同　一見　勝之

（観光庁総務課長）国土交通事務官　上原　淳

海上保安官（総務部政務課長）に転任させる

一等海上保安監を命ずる
（国土交通省総合政策局情報政策課長）同　中野　宏幸

海上保安官（総務部参事官）に転任させる

一等海上保安監を命ずる
（第五管区海上保安本部長）海上保安官　菅野　孝一

国土交通省に出向させる
（総務部参事官）同　竹田　聡

第五管区海上保安本部長に転任させる
（独立行政法人国際観光振興機構経営管理部長）　山本　博之

海上保安官（総務部参事官）に採用する

一等海上保安監を命ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　長瀬　友則

海上保安官（総務部主計管理官）に転任させる

二等海上保安監を命ずる
（総務部国際・危機管理官）海上保安官　松本　勝利

国土交通省に出向させる
（国土交通省大臣官房人事課企画官）国土交通事務官　足立　基成

海上保安官（総務部国際・危機管理官）に転任させる

二等海上保安監を命ずる
（交通部企画課長）海上保安官　野澤　和行

運輸安全委員会に出向させる
（静岡県理事）　服部　真樹

海上保安官（交通部企画課長）に採用する

二等海上保安監を命ずる（以上七月三十一日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月三十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在コスタリカ国特命全権大使ラウラ・エスキベル・モラの信任状捧呈式を行われた。

七月三十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ベトナム国特命全権大使グエン・クオック・クオンの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中国地方交通審議会は、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730―8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船